

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 —雇用機会拡充事業—
佐渡市雇用機会拡充事業補助金 Q&A集 (第3版)

【1. 用語等の定義・解釈について】

番号	質 問	回 答
1-1	「事業拡大」の定義はなにか。	現在営まれている事業（本業）の業績を更に伸ばしていこうとするものを言います。また、それ以外の分野に参入する「第二創業」も事業拡大に含めます。
1-2	公募要領 10. 審査選定 ① 雇用創出効果 の「事業実施に必要な人員の確保に目処が立っている」とはどのような状態を指すのか。	例えば、資格を有する特殊な人材を雇用する必要がある場合でも、「この条件なら大丈夫」「一般的に確保できる」等の見込みがしっかりしていれば大丈夫です。
1-3	公募要領 10. 審査選定 ② 事業性、成長性、継続性の判断 口)に「販売先等の事業パートナーが明確になっていること」とあるが、販売先が一般消費者の場合はどうしたら良いか。	申請書等にその旨分かりやすくご記入ください。
1-4	公募要領 10. 審査選定 ④ 資金調達の見込み は、どのように証明したら良いか。	資金調達の方法、金額などを分かりやすく詳細にご記入ください。
1-5	「申請書の提出」とはどのような状態か。	申請書は、① 申請内容に問題がないこと、② 添付書類等が一式揃っていることを確認し受理いたします。受理が完了した時点で「申請書の提出」となります。

【2. 雇用について】

番号	質 問	回 答
2-1	「創業」の場合、雇用の要件はどのように理解したら良いか。	単年度事業の場合は、交付決定を受ける事業実施年度（創業初年度）に1名以上の雇用を創出（創業者自身を1名の雇用創出として捉えることが可能）し、その年度を含め3ヵ年度以内に、 <u>更に1名以上の雇用を創出していただく必要があります。</u>

2-2	「事業拡大」の場合、雇用の要件はどのように理解したら良いのか。	単年度事業の場合は、交付決定を受ける事業実施年度に1名以上の雇用を創出してください。
2-3	この事業で創出した雇用は、いつまで継続しなければならないか。	事業の目的は、雇用の創出と維持・拡大です。この事業をきっかけに、出来るだけ長期に渡り維持し、更には拡大をしていただきたいですが、最低限の基準として、補助金の交付を受けた後、3カ年度（実績報告内訳書の提出が必要な期間）は維持する必要があります。
2-4	決算が同一でないグループ会社等から社員を移動させ、雇用を確保するような方法は問題ないか。（A社が雇用規模を縮小するタイミングで、B社の雇用規模を増加させる場合など）	佐渡市全体の雇用を増加させることがこの補助事業の本来の目的ですので、結果的に雇用が増加しない又は減少するという事業である場合は好ましくありません。ただし、佐渡市全体の経済発展に寄与していただくことも重要ですので、いろいろと工夫して事業を組み立ててください。
2-5	本事業で雇用した者を一時的に他の業務に就いてもらうことは可能か。（仕事がない場合は遊ばせてしまうことになるのを防ぐため） また、この事業で雇用した人を事業拡大した部署以外の業務に従事させ、拡大した事業には従来からいる社員に従事させたいが可能か。	申請した業務に携わるために交付される補助金ですので、申請した業務に従事させてください。 なお、他の業務に従事していると認定された場合は、補助金返還の対象となりますのでご注意ください。
2-6	在宅勤務も雇用としてカウントしてよいのか。	問題ありません。
2-7	障がい者の雇用も対象となるか。	対象となります。
2-8	人件費の対象者として雇用した方の日報等を備えなければならないか。	申請書に記載された事業の業務に日々従事したかを証明する資料として、日報等は必要な資料となりますので作成をお願いします。
2-9	交付決定を受ける前にハローワーク等へ求人依頼をしても良いか。	問題ありません。ただし、雇用契約は交付決定後に締結してください。
2-10	主に市外で活動するために雇用する者をこの事業の雇用として良いのか。	この事業は、佐渡市内の雇用を拡充することを目的としていますので、対象とはなりません。ただし、主として佐渡市の商品、サービス等の販売を目的として佐渡市以外の地域において創業する場合に

		限り、対象となります。
2-11	コールセンター業などは、事業所全体の人員の増減が激しいが申請は可能か。	雇用の要件については、業種による違いはありません。この補助事業で創出していただく雇用人数のほか、事業所全体の雇用者数にも制約がありますのでご注意ください。

【3. 補助金の取り扱い・手続きについて】

番号	質 問	回 答
3-1	廃業及び事業を中止した場合、補助金返還に該当するのか。	事業計画書に記載された雇用人数を下回る場合は、補助金全額返還の対象となります。なお、事業実施年度すべてに対して適用されます。(1年目からを含め全額が対象という意味です) また、事業計画年度の途中で、人数を下方修正することはできません。
3-2	事業計画書に記載した雇用人数を確保できない場合はどうなるのか。	
3-3	3年間の計画を申請した際に、雇用人数を1年目から1人、3人、3人と記載したが、2年目で2人しか雇用できなかった。この場合、補助金返還となるのか。	
3-4	雇用機会拡充の事業だが、補助金に占める人件費の割合の上限・下限はあるのか。また、その他の経費についても比率の上限・下限はあるのか。	今のところ特に制約はありません。ただし、国の交付金事業であり、国から指示があれば、遵守していただくこととなります。なお、内容については、審査会で必要性や効果等を審査します。
3-5	ハローワークの「キャリアアップ助成金」について、この事業と併用できるのか。	併用は可能です。「キャリアアップ助成金」の詳しい手続きは、ハローワーク又は佐渡市地域振興課雇用促進係にお問い合わせください。
3-6	途中で計画を変更したくなった場合はどうしたらよいのか。	補助金交付要綱に定められた変更承認申請書を提出していただく必要があります。変更申請の内容について、問題ないものと認定した場合は、その内容で事業を実施していただくこととなります。
3-7	補助金交付終了後の3年間について、実績報告内訳書を提出する必要があるが、平成30年度の単年度事業の場合、どのように考えれば良いのか。(事業期間・・・H30.4～H31.2の場合)	この場合の事業報告内訳書を提出する期間としては次のとおりです。 ・1年目・・・H31.3～32.2までの12ヶ月 ・2年目・・・H32.3～33.2までの12ヶ月

		<p>・3年目・・・H33.3～34.2までの12ヶ月</p> <p>なお、事業実施年度の実績報告書にも事業報告内訳書を添付していただきますので、結果的に4回の提出をお願いすることになります。</p>
3-8	農協や漁協であっても、対価を得て営む事業拡大は本事業の対象となるか。	農協や漁協であっても、対価を得て営む事業であって、雇用が拡大する取り組みであれば、対象となります。
3-9	事業対象者は、一般社団法人、一般財団法人、建設業協会、商工会も含まれるのか。	継続的・反復的に対価を得てビジネスとして行う事業であれば事業者として含みます。ただし、一般の民間会社と比較して余剰金の分配ができないなど、公益性が高いことから、事業の採択に当たっては劣後するものと考えられます。 また、公的機関の他の補助助成金により事業を行うような団体等についても事業対象者とはなり得ません。
3-10	複数年事業として申請できるものの要件はあるのか。	複数年事業の申請は、① 佐渡地域全体の経済又は雇用を特に大きく拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容に合致する事業、② 「佐渡市将来ビジョン」第5章「持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略」又は「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が目指す方向性に合致し、指標、基本目標等の達成に大きく寄与すると認められる事業のいずれかに該当する必要があります。
3-11	失業者等に対し、資格を取得していただいてから採用することを想定したいが、その失業者（求職者）等の人材育成経費は対象にならないか。	採用前の人材育成経費については対象になりません。ただし、採用してからの「在職者訓練」であれば、事業に直接的に必要な経費であれば認められます。
3-12	複数年事業において、1年目は「設備費」「改修費」を申請せず、2年目に申請するという計画は可能か。	可能です。ただし、2年目以降の交付決定を確約するものでないため、2年目以降の計画も明確に1年目の申請時においてご説明いただくこととなります。
3-13	「特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金」は、本事業と一緒に使えるのか。使えるとすればいつから使えるのか。	本事業と一緒に使うことは可能です。ただし、この利子補給金制度は、国が県を通じて金融機関と直接やり取りをする事業であるため、

		手続きなど詳細については取扱金融機関にご確認ください。
3-14	交付申請書に「住民票」等の添付が必要とのことだが、佐渡市外に住んでおり、この事業が採択された場合は、佐渡へ移住する計画である。この場合も、現在住んでいる地域の住民票を添付する必要があるか。	その場合は必要ありません。ただし、事業計画書に移住する計画を明記していただき、移住後は速やかに住民票等の書類を提出していただくことになります。
3-15	創業で申請する場合、「法人登記」「開業届」などの手続きは、いつ行えば良いのか。	開業に向けての各種手続きは、「開業届」を除いて、いつ行っても構いません。したがって、創業の場合でも、法人登記後に法人として申請していただくことは可能です。ただし、「開業届」については、交付決定後に提出していただく書類ですので、交付決定を受けてから手続きをし、提出してください。
3-16	申請書に添付する見積書は1社で良いか。	1件当たり20万円以上のものは、2社以上の見積り提出が必要です。20万円未満であれば1社で結構です。 なお、機械、装置、器具、備品などは、その物がどのようなものか分かるように、カタログ等を添付してください。
3-17	製品価格として20万円以上になることが予想される既製品でない特殊な設備を製作する必要があるが、特定の1社しか対応できない。その場合は複数社の見積もりが提出できないがどうしたら良いか。	本当に他社では無理なのか、十分にご検討ください。その上で、1社しか見積もりを提出できない場合は、その旨申請書に理由をしっかりとご記入ください。
3-18	中古品は補助対象となるか。	補助対象となります。この場合、その中古品が適正な価格かどうかを診断できる資料（中古品市場の価格など）の添付をお願いします。
3-19	事業実施年度が終了した場合、次の年度に新たな事業拡大として、申請することは可能か。	可能です。ただし、最初の事業に対する補助金実績報告内訳書は事業実施期間完了後から3年間提出していただく要件は変わりませんので、その計画と整合が取れたもので、新たな事業を計画していただく必要があります。
3-20	消費税は補助対象経費に含めて良いのか。	含めても問題ありません。ただし、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、「佐渡市雇用機会拡充事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入れ控

		除報告書」により報告してください。
3-21	法人登記の費用は補助対象となるか。	対象とはなりません。補助対象経費となるものは、補助金交付要綱または、公募要領をご確認ください。
3-22	カフェブースに設置する書籍は補助対象となるか。	消耗品は、補助対象となりません。
3-23	事業計画書は、事業に精通していることを示すために、専門的な用語を駆使して記入すべきか。	審査会の委員がその事柄に精通しているかは分かりませんので、一般的に理解が出来る言葉でご記入してください。
3-24	実績報告の際に、元々実施していた事業と事業拡大した事業の線引きがはっきり示せない部分がある。他の補助金では、按分方式で問題ないものがあるが、それで良いか。	本補助金事業に係る経費として明確なものだけを補助対象経費としますので、按分方式での実績報告は認められません。
3-25	申請書に添付する事業計画書に「売上高」「営業利益」等々の記載が必要だが、補助金の対象事業となっている事業拡大部分の数値を記入するのか。	この事業で実施される事業拡大部分のみを抜き出しご記入ください。（「創業」の場合は事業全体になります。）
3-26	人件費が補助対象となる期間は。	交付決定年度の、2月末日までです。
3-27	経費明細書に人件費がなくても良いか。	人件費以外で補助対象事業費の上限に達する場合、人件費を計上しなくても申請は可能です。ただし、本交付金は雇用拡充に伴う創業や事業拡大に対して補助を行うものであることから、雇用の形態や期間などを確認するため、経費明細書の全体事業費と経費の内訳には人件費についても記載してください。
3-28	雇用人数はグループ会社全体でカウントするのか、それとも個々の会社でカウントするのか。	雇用人数については、個々の会社の従業員数で判断します。なお、申請する会社の人数を増やすためにグループ会社から従業員を異動させることは、この事業の趣旨である市内の雇用を増やすことに合致しないと思慮されます。

【4. 公募・事業採択・事業推進等について】

番号	質 問	回 答
4-1	公募は何回行うのか。また、最終的にはいつまで申請を受け付けるのか。	公募の回数は1回を予定していますが、申請件数・採択件数等により複数回公募する場合があります。公募の時期などについては、佐渡市のホームページでお知らせします。
4-2	採択件数、交付する予算に上限はあるのか。	公募の都度、審査を行い、予算の範囲内で交付事業を決定します。
4-3	新たに整備費及び改修費に係る補助金を受けるため、一旦事業を終了する場合の雇用要件はどうなるのか。	新たな計画は、終了する事業の事業計画書に記載された雇用人数と同数又はそれを超える雇用人数で計画していただくこととなります。なお、事業計画年度も短縮することはできません。
4-4	市外で事業を展開している方が、事業拡大を行うため「支社」「支店」「事業所」などを佐渡市内に開設する場合に採択を受けることは可能か。また、その場合の区分はどうなるのか。	「島外事業者が島内に事業所（支店等）を設置する場合は、『事業拡大』として取扱う。」とされています。したがって、この場合は「事業拡大」として申請してください。
4-5	事業承継すると同時に事業拡大を行う場合、採択区分はどうなるのか。	事業承継と同時に事業拡大を行う場合は「創業」としてください。
4-6	複数年事業として採択された事業で、黒字となった場合は次年度以降補助金の交付がされないのはなぜか。	この事業は、自己資金だけでは創業・事業拡大が出来ない方々に対して支援を行うために実施されるものです。補助金を受けることなく実施できる場合は、自立した事業展開をお願いします。
4-7	黒字の判断はどの部分で見るとするのか。	「創業」であれば全体、「事業拡大」であれば拡大した事業で判断します。
4-8	複数年事業として申請し採択を受けたが、次年度以降も毎年、事業申請が必要か。	複数年事業として採択された場合でも、交付を決定した部分は申請した当年度分だけですので、年度が変わる度に改めて申請し採択を受ける必要があります。
4-9	審査会の委員はどのような方か。	創業や経営に精通した有識者5名程度で審査委員を構成しています。
4-10	単年度申請と複数年申請の採択に差はあるか。	事業期間を複数年とする事業の申請受付は、佐渡市が特に重要で

		あると認める事業に該当するに限られます。(Q&A 3-10 参照)
4-11	雇用人数について、佐渡市は調査するのか。	事業実施期間完了後3年間は補助金実績報告内訳書の提出と、雇用継続を確認するため、賃金台帳の確認等によるモニタリングを行います。
4-12	この事業は、会計検査の対象となるか。	この事業は国からの交付金による事業であることから、会計検査の対象となります。また、検査の際に不正や違反が指摘された場合は、補助金の返還の対象となります。
4-13	公募要領では、審査基準として「佐渡市外の需要を取り込み、佐渡市内の経済及び雇用を拡大させる事業（代表例：佐渡市を代表する産品及び観光のブランド化など）が掲げられているが、例えば、通常の商品の販売であると採択要件を満たすことは難しいか。	「通常の商品の販売」の具体的な内容が明らかではありませんが、本事業は、提出された実施計画について①雇用創出効果、②事業性、成長性、継続性の判断、③本事業への趣旨の合致、④資金調達の見込みの観点から審査し、審査基準を満たした事業のみを交付の対象とするものです。「佐渡市外の需要を取り込み、佐渡市内の経済及び雇用を拡大させる事業」については、③の審査基準となります。

【期間の定義】

「年度」・・・最長、4月1日から翌年2月末日まで ※3月は含めません。

「事業年度」・・・交付決定を受けた日から翌年2月末日まで

「事業実施年度」・・・最初に交付決定を受けた日から連続して補助金の交付を受けた年度の最後の日（補助金の交付を受けた年度の期間だけを指す）

「事業計画年度」・・・事業計画書の「業績評価指標の達成計画」を求められている年度（補助金の交付を受ける年度を越えて達成計画の報告を求める期間）

※ 事業実施年度が単年度の場合は、採択を受けた年度を含めた3カ年度